

**令和3年度香川県立特別支援学校
入学者選考要綱**

令和3年度の香川県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の入学者の選考を次のように定める。

高等部本科

I 学校、学科

対 象	特 別 支 援 学 校	学 科	
視 覚 障 害	香 川 県 立 盲 学 校	普 通 科	
		保 健 理 療 科	
聴 覚 障 害	香 川 県 立 聾 学 校	普 通 科	類 型 I
			類 型 II
肢 体 不 自 由	香 川 県 立 高 松 養 護 学 校	普 通 科	
		工 芸 科	
病 弱	香 川 県 立 善 通 寺 養 護 学 校	普 通 科	
知 的 障 害	香 川 県 立 香 川 東 部 養 護 学 校	普 通 科	
	香 川 県 立 香 川 中 部 養 護 学 校	普 通 科	
	香 川 県 立 香 川 丸 亀 養 護 学 校	普 通 科	
	香 川 県 立 香 川 西 部 養 護 学 校	普 通 科	

II 出願資格

- 1 入学者選考に志願することができる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 令和3年3月31日までに、中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みのある者
 - (2) 中学校等を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者
- 2 善通寺養護学校は、原則として、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センターで入学後も入院治療又は継続して通院治療を行う見込みである者とする。

Ⅲ 募集定員

募集定員は、令和2年11月末までに別途公示する予定である。

Ⅳ 日程

1 視覚障害を対象とする特別支援学校（盲学校）

（1）願書受付期間

令和3年1月12日（火）～1月15日（金） 9：00～16：00

（2）学力検査、面接等

令和3年2月10日（水）

（3）合格者発表

令和3年2月19日（金） 9：00

2 聴覚障害を対象とする特別支援学校（聾学校）

肢体不自由を対象とする特別支援学校（高松養護学校）

病弱を対象とする特別支援学校（善通寺養護学校）

知的障害を対象とする特別支援学校

（香川東部養護学校、香川中部養護学校、香川丸亀養護学校、香川西部養護学校）

（1）願書受付期間

令和3年1月21日（木）～1月22日（金） 9：00～16：00

（2）学力検査、面接等

令和3年2月 5日（金）

（3）合格者発表

令和3年2月17日（水） 9：00

Ⅴ 出願手続

1 入学志願者は、次に掲げる入学願書その他の必要書類（以下「入学願書等」という。）を在学（出身）中学校等の校長を経由して志願先特別支援学校長に提出して出願するものとする。

（1）入学願書（各特別支援学校指定の書式）

（2）障害の程度を証明できるもの

ア 知的障害については、原則として療育手帳の写し

イ 聴覚障害、肢体不自由については、原則として身体障害者手帳等の写し

ウ 視覚障害、病弱については、医師の診断書（各特別支援学校所定の用紙）

（3）その他各特別支援学校で定められたもの

- 2 中学校等の校長は、入学志願者から入学願書等の提出があった場合には、入学志願者から提出された入学願書等の記載事項に誤りのないことの確認、所定の事項の記入及び証明を行った後、各特別支援学校指定の調査書を作成し、とりまとめて、入学願書受付期間内に志願先特別支援学校長へ提出するものとする。
- 3 特別支援学校長は、入学願書等の提出を受けたとき、出願関係書類が適正であると認められる場合には、これを受理し、入学願書の所定の欄に受理した旨を表す印を押すものとする。
- 4 入学願書を受理した特別支援学校長は、中学校等の校長を経由して入学志願者に受検票を交付する。
- 5 入学志願者は、交付を受けた受検票の所定の欄に、出願前6か月以内に撮影した顔写真（縦4cm、横3cm）を学力検査当日までに貼付しておく。
- 6 入学志願者が出願できる特別支援学校は1校とする。
- 7 出願希望者は、障害の状態や程度を証明できるもの（療育手帳や身体障害者手帳、個別の指導計画等の写しなど）を準備し、12月18日（金）までに、必ず保護者同伴で、出願を希望する特別支援学校の教育相談等を受けておくこと。

VI 検査等

1 検査

入学志願者全員に対して、次表のとおり検査等を行う。

特別支援学校	学 科	学力検査					諸検査等
		国語	社会	数学	理科	英語	
盲	普通科	○	○	○	○	○	
	保健医療科	○	○		○		諸機能検査・作文
聾	普通科	類型Ⅰ	○	○	○	○	
		類型Ⅱ	○		○		諸機能検査
高松養護	普通科	○		○			諸機能検査
	工芸科	○		○			諸機能検査
善通寺養護	普通科	○	○	○	○	○	
香川東部養護	普通科	○		○			運動機能検査
香川中部養護	普通科	○		○			運動機能検査
香川丸亀養護	普通科	○		○			運動機能検査
香川西部養護	普通科	○		○			運動機能検査

※学力検査の実施が困難な者については、各特別支援学校で定めた諸検査を実施する。

※聾学校 類型Ⅰ 高等学校に準じ、普通教科を中心とした学習をする。

類型Ⅱ 生活自立や就労等を目指し、個に応じた学習をする。

2 面接

入学志願者全員に対して面接を実施する。肢体不自由を対象とする特別支援学校、病弱を対象とする特別支援学校、知的障害を対象とする特別支援学校においては保護者同伴とする。質問事項、質問方法等は、各特別支援学校が定める。

3 検査場

出願先特別支援学校

VII 訪問教育

訪問教育は、障害のため通学して教育を受けることが困難な者で、高等部に入学を希望する者とする。

前記の検査等の日程にかかわらず、選考の日時等を志願者に別途連絡する。

訪問教育は、香川東部養護学校、高松養護学校、香川丸亀養護学校、香川西部養護学校で行う。

VIII 入学者の選考

特別支援学校長は、提出された入学願書等並びに検査等及び面接の結果を資料とし、総合的に判断して入学者の選考を行う。

IX その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、入学者選考についての詳細は、各特別支援学校が定める。必要書類、日程等は志願先の各特別支援学校に問い合わせること。
- 2 入学選考料は無料とする。
- 3 入学金及び授業料は無料とする。
- 4 入学後、保護者が負担する教育関係経費については、家庭の経済状況等に応じ、申請により特別支援教育就学奨励費の補助を受けることができる。

高等部専攻科

I 学校、学科

対 象	特別支援学校	学 科
視 覚 障 害	香川県立盲学校	理 療 科

II 出願資格

入学者選考に志願することができる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する者で、令和3年3月31日までに高等学校卒業見込みの者、又は高等学校を卒業した者もしくは、これと同等以上の学力があると認められる者

なお、第2志望として、高等部保健理療科にも出願することができる。

III 募集定員

募集定員は、令和2年11月末までに別途公示する予定である。

IV 日程

(1) 願書受付期間

令和3年1月12日（火）～1月15日（金） 9:00～16:00

(2) 学力検査、面接等

令和3年2月10日（水）

(3) 合格者発表

令和3年2月19日（金） 9:00

V 出願手続

1 入学志願者は、次に掲げる入学願書その他の必要書類（以下「入学願書等」という。）を志願先特別支援学校長に提出して出願するものとする。

(1) 入学願書（特別支援学校指定の書式）

(2) その他特別支援学校で定められたもの

2 特別支援学校長は、入学願書等の提出を受けたとき、出願関係書類が適正であると認められる場合には、これを受理し、入学願書の所定の欄に受理した旨を表す印を押すものとする。

3 入学願書を受理した特別支援学校長は、入学志願者に受検票を交付する。

4 入学志願者は、交付を受けた受検票の所定の欄に、出願前6か月以内に撮影した顔写真（縦4cm、横3cm）を学力検査当日までに貼付しておく。

VI 検査等

1 検査

入学志願者全員に対して、次のとおり検査等を行う。

特別支援 学校	学 科	学力検査			諸検査等
		総合問題 A	総合問題 B	保健 理療	
盲	理療科	○	△	△	小論文・諸機能検査

※総合問題Aは国語、地理歴史・公民 総合問題Bは数学、理科、英語

※△はどちらかを選択

2 面接

入学志願者全員に対して面接を実施する。質問事項、質問方法等は、特別支援学校が定める。

3 検査場

香川県立盲学校

VII 入学者の選考

特別支援学校長は、提出された入学願書等並びに検査等及び面接の結果を資料とし、総合的に判断して入学者の選考を行う。

VIII その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、入学者選考についての詳細は、特別支援学校が定める。必要書類、日程等は志願先の特別支援学校に問い合わせること。
- 2 入学選考料は無料とする。
- 3 入学金及び授業料は無料とする。
- 4 入学後、教育関係経費については、家庭の経済状況等に応じ、申請により特別支援教育就学奨励費の補助を受けることができる。

幼稚部

I 設置校

対 象	特別支援学校
視 覚 障 害	香川県立盲学校
聴 覚 障 害	香川県立聾学校
知的障害	香川県立香川中部養護学校

II 出願資格

入学者選考に志願することができる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する者で、平成27年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた者とする。

III 募集定員

募集定員は、令和2年11月末までに別途公示する予定である。

IV 日程

1 視覚障害を対象とする特別支援学校（盲学校）

（1）願書受付期間

令和3年1月8日（金）～1月22日（金） 9：00～16：00

（2）面接及び行動観察

令和3年1月8日（金）以降随時

（3）合格者発表

文書で保護者に知らせる（随時）

2 聴覚障害を対象とする特別支援学校（聾学校）

（1）願書受付期間

令和3年1月6日（水）～1月22日（金） 9：00～16：00

（2）面接及び行動観察

令和3年1月6日（水）以降随時

（3）合格者発表

文書で保護者に知らせる（随時）

3 知的障害を対象とする特別支援学校（香川中部養護学校）

(1) 願書受付期間

令和3年1月5日（火）～1月8日（金）

9：00～16：00

(2) 面接及び行動観察

令和3年1月22日（金）

(3) 合格者発表

文書で保護者に知らせる 令和3年2月5日（金）発送

V 出願手続

1 入学志願者は、次に掲げる入学願書その他の必要書類（以下「入学願書等」という。）を志願先特別支援学校長に提出して出願するものとする。

(1) 入学願書（各特別支援学校所定の書式）

(2) その他各特別支援学校で定められたもの

2 出願希望者は、願書受付期間までに、必ず保護者同伴で、出願を希望する特別支援学校の教育相談等を受けておくこと。

VI 検査等

1 入学志願者全員に対して、面接及び行動観察を行う。

2 面接等の実施方法等については、各特別支援学校が定める。

VII 入学者の選考

特別支援学校長は、提出された入学願書並びに面接及び行動観察の結果を資料とし、総合的に判断して入学者の選考を行う。

VIII その他

1 香川中部養護学校の在籍は原則1年とする。

2 この要綱に定めるもののほか、入学者選考についての詳細は、各特別支援学校が定める。必要書類、日程等は志願先の各特別支援学校に問い合わせること。

3 入学選考料は無料とする。

4 入学金及び授業料は無料とする。

5 入学後、保護者が負担する教育関係経費については、家庭の経済状況等に応じ、申請により特別支援教育就学奨励費の補助を受けることができる。